(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その５　２８か月～２１か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			9,360	9,210	9,060	8,910	8,750	8,600	8,440	8,290
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの				29,460	28,510	27,540	26,570	25,600
		最大積載量が２トン以下のもの				22,340	21,670	20,980	20,290	19,600
自動車	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの				29,460	28,510	27,540	26,570	25,600
		最大積載量が２トン以下のもの				22,340	21,670	20,980	20,290	19,600
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用					11,950	11,680	11,400	11,120	10,850
	自家用					11,950	11,680	11,400	11,120	10,850
小型二輪自動車			7,330	7,250	7,170	7,080	7,000	6,920	6,840	6,750
軽自動車	検査対象車		8,420	8,300	8,180	8,060	7,940	7,820	7,700	7,570
	検査対象外車						6,020			
原動機付自転車							5,280			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,260	5,250	5,240	5,230	5,220
緊急自動車			5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
	(ロ) 小型二輪自動車		5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
		検査対象外車	5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,400	5,380
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ロ) 教習用自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				7,170	7,090	7,000	6,920	6,830
		b 小型二輪自動車	5,180	5,180	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
		c 軽自動車 検査対象車				5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
		c 軽自動車 検査対象外車					5,090			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,010	5,010	5,010	5,010	5,010
検査対象外被けん引軽自動車							5,060			

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									18,390
	自家用									16,220
営業用乗用自動車	個人を除く									24,250
	個人									24,250
自家用乗用自動車			8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が２トン以下のもの	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
自動車	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が２トン以下のもの	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
	自家用		10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
小型二輪自動車			6,670	6,590	6,500	6,420	6,340	6,260	6,170	6,090
軽自動車	検査対象車		7,450	7,330	7,210	7,090	6,970	6,840	6,720	6,600
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130
緊急自動車			5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車		5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
		検査対象外車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,290	5,280	5,260	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ロ) 教習用自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,740	6,660	6,570	6,480	6,400	6,310	6,220	6,140
		b 小型二輪自動車	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		c 軽自動車 検査対象車	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

第明治三十五種郵便物認可